

# 静岡県男女共同参画センター 指定管理業務の評価結果について

静岡県では、指定管理者制度を導入した静岡県男女共同参画センターの管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、令和元年度の評価結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

## 1 目的

顧客本位の施設管理運営、情報収集及び提供、県民の自主的な活動・交流の支援、施設の維持管理、安定した組織体制といった観点から、指定管理業務の実施状況等を評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで、県民サービスの向上を図っていくことを目的とする。

## 2 評価の方針

- (1) 指定管理者が、県の男女共同参画推進拠点である「あざれあ」の施設運営を適正かつ効果的に行っているか
- (2) 指定管理者が、県の男女共同参画社会づくりのための施策を具体的に推進するという使命を十分に果たしているか

## 3 評価の項目

- (1) 利用者である県民のニーズに沿った、顧客本位の施設管理・運営を行っているか
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供は積極的になされているか
- (3) 男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流への支援はなされているか
- (4) 施設の日常の維持管理に、万全を期しているか
- (5) 指定管理者として十分な管理・運営能力を有し、安定した組織体制が保たれているか

## 4 指定管理者外部評価委員会

氏名	職名等	備考
犬塚 協太	静岡県公立大学法人静岡県立大学 国際関係学部教授	委員長
笹原 恵	国立大学法人 静岡大学 副学長	
鈴木 宏和	一般財団法人 静岡経済研究所 主席研究員	
橋本 裕子	弁護士	
松下 光恵	特定非営利活動法人 男女共同参画フォーラムしずお代表理事	
杉山 明喜雄	公認会計士	
計	6名	

## 5 指定管理者名

あざれあ交流会議グループ

〈構成団体〉

- ・NPO 法人 静岡県男女共同参画センター交流会議
- ・株式会社 セイセイサーバー
- ・株式会社 東海ビルメンテナンス静岡支店

## 6 指定管理期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）

## 7 令和元年度事業の評価結果

### (1) 項目別評価

評価項目	得点率 (%)	評価ランク	講評
(1)利用者である県民のニーズに沿った、顧客本位の施設管理・運営を行っているか	86.5	A-	○利用者アンケート等での評価は非常に高い。 ○コロナ対策の影響もあるが全体として会議室の利用率が低下している。今後は新規利用者の開拓の外、コロナ対策下で定員の2分の1以内の人数での利用料金、Web会議への対応等検討してはどうか。
(2)男女共同参画に関する情報の収集及び提供は積極的になされているか	88.8	A-	○広報誌「ねっとわあく」「エポカ」は内容が充実しているが、情報が多いため、文字が小さく読みにくく感じる。構成等を工夫してはどうか。 ○市町や団体の情報を収集、発信する際、情報収集・選択のノウハウを磨き、ネット対応ができていない団体等の情報発信のサポートも必要。 ○図書室については、前々年度並みの水準を維持している。
(3)男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流への支援はなされているか	86.0	A-	○事業実施にあたり、新しいテーマを開拓し、県内各地へ積極的に出かけて様々な取組をしている点が評価できる。 ○コロナ感染拡大と「新しい生活様式」の結果、男女共同参画の課題が炙り出された面もあるので、新しい活動のヒントにしてほしい。
(4)施設の日常の維持管理に、万全を期しているか	94.5	A+	○日常点検や定期点検、清掃等の保守管理業務等は適正に行われ、コロナ対策もされている。 ○コロナや台風等の対策・危機管理対応は、現場や職員個人の努力での対応のみならず組織としてマニュアルの整備等を図ると良い。
(5)指定管理者として十分な管理・運営能力を有し、安定した組織体制が保たれているか	94.5	A+	○センターの管理運営のプロとしてノウハウ・スキルを蓄積する必要があるため、職員の定着とモチベーション維持を心がけてほしい。

### (2) 全体評価

得点率 (%)	評価ランク	講評
90.2	A+	これまでの外部評価委員会において指摘された内容に真摯に対応し、改善されている点が評価できる。 スタッフ間での組織的な連携・サポート体制が最も肝心なところなので、組織内での情報の共有・連携が必要である。 コロナウイルスの影響が通年に及ぶ可能性があることを踏まえ、今後の評価方法について県と指定管理者で検討してはどうか。

(参考1)採点方法

大項目ごとの得点率を算出し、評価基準(表1)に基づき10段階で評価する。

(表1)年度評価基準

ランク	得点率 (%)	ランク	得点率 (%)
A+	90以上	C-	40以上50未満
A-	80以上90未満	D+	30以上40未満
B+	70以上80未満	D-	20以上30未満
B-	60以上70未満	E+	10以上20未満
C+	50以上60未満	E-	0以上10未満

(参考2)指定管理者の業務の概要

1 県男女共同参画センターが行う事業のうち指定管理者が行う業務の範囲は「静岡県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」により規定されている。(条例第4条、第13条)

2 県男女共同参画センターの指定管理者が行う業務の概要

センターが行う事業	業務
施設の使用	①ホール・会議室等の貸付
情報の収集及び提供	①ホームページの運営、②広報誌等の発行、③ホールにおける掲示物配架、④図書室の運営
県民の自主的な活動及び交流の支援	①団体活動等の支援、②団体等交流の場の提供
その他(維持管理)	①施設及び設備の維持管理、②修繕、③清掃